

---

---

# 鳥取市バリアフリーマスタープラン (移動等円滑化促進方針)

---

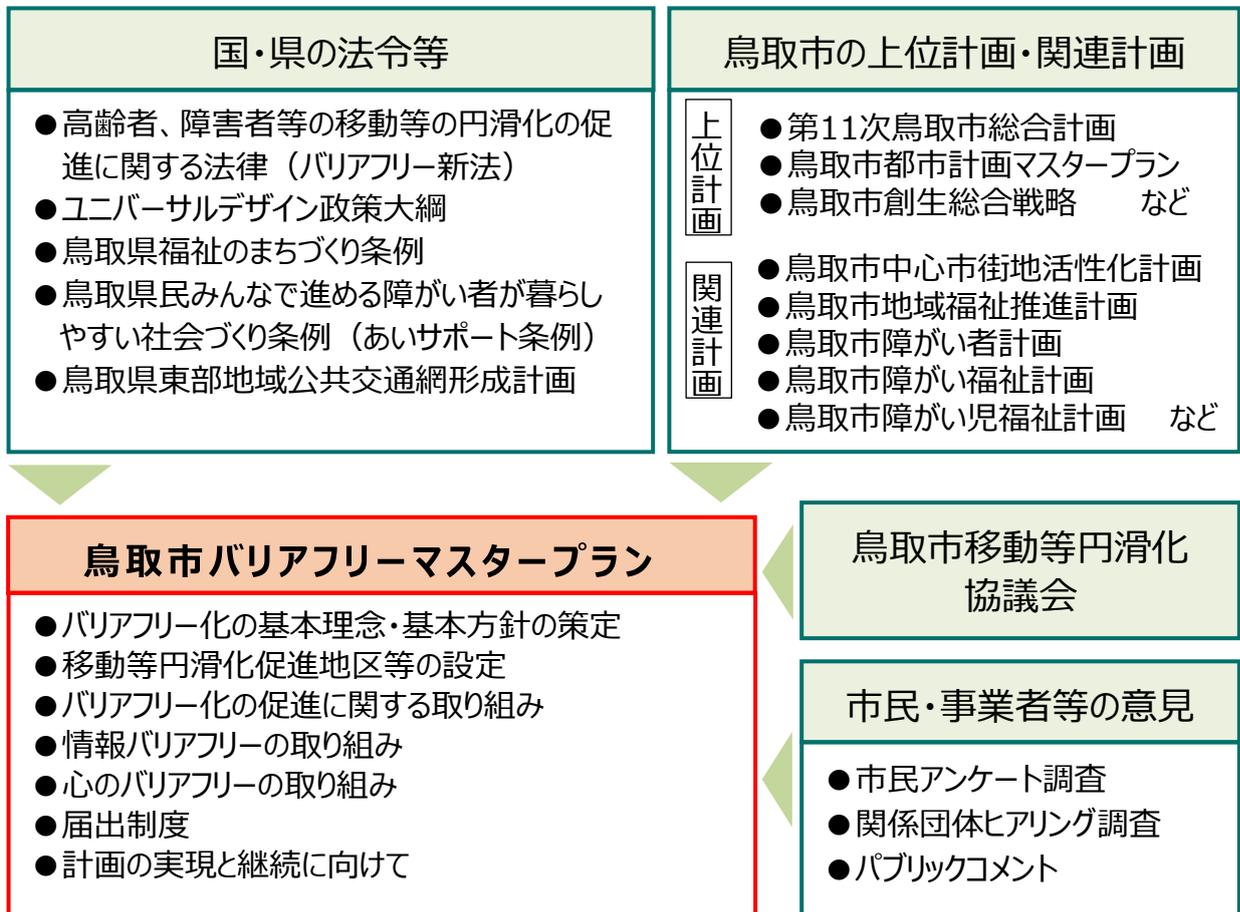
---

【 概 要 版 】

令和5年3月  
鳥 取 市

## ◆マスタープランの位置づけ

バリアフリーマスタープランとは、バリアフリー法に基づく計画で、高齢者や障がい者等が利用する施設や経路等のバリアフリー化に関する基本的な方針を示すことにより、市民や事業者等と広く考え方を共有し、バリアフリー化を促進することを目的としています。



## ◆計画期間

令和5(2023)年度～令和14(2032)年度までの10年間とします。

## ◆バリアフリーの課題

- ◎公共交通は、誰もが快適に移動できる鉄道駅のバリアフリー化等。
- ◎道路は、安心・快適に移動できる歩行者空間の確保。
- ◎建築物（施設）は、誰もが利用しやすい施設のユニバーサルデザイン化等。
- ◎公園・広場は、移動経路の確保等。
- ◎情報提供・心のバリアフリーは、障がいの特性に合わせた情報提供等。

## ◆バリアフリー化の基本理念

本市では、平成14年1月に策定した「鳥取市交通バリアフリー基本構想」における「すべての人に優しいまちづくりを目指して」の基本方針などにより、ハード・ソフト両面におけるバリアフリー化に取り組んできました。今後もより一層、全市的なバリアフリー化を促進するため、

**「みんなが支え合い 誰もが安心・快適に自分らしく過ごせるまちづくり」**

を基本理念として掲げ、誰もが安心・快適に暮らせるまちの実現を目指します。

## ◆バリアフリー化の基本方針

### 1. ユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー化の推進

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、身体的状況、年齢、国籍等を問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるようなまちづくりを推進します。

### 2. 全市域でのバリアフリー化の展開

安心・快適なまちづくりを推進していくために、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備・取り組みを全市域で展開します。また、施設整備においては、高齢者や障がい者、乳幼児連れ等、多様な利用者の意見を反映していきます。なお、バリアフリー化を促進するために、交通事業者や民間事業者等への各種補助制度の拡充等を検討します。

### 3. 緊急性・重要度・実現性等に配慮したバリアフリー化の推進

不特定多数の人が利用する施設が集積し、かつ、徒歩による施設間移動が見られる地区は、面的・一体的なバリアフリー化の緊急性や重要度が高い「移動等円滑化促進地区」として設定し、重点的にバリアフリー化を進めていきます。

移動等円滑化促進地区以外でも、施設の改修や道路の改修工事等の機会に併せたバリアフリー整備を実施していきます。

### 4. 緊急時にも対応可能な情報提供の充実

特に災害発生等の緊急時は、迅速な情報入手が重要であり、だれもが容易に情報を取得できるように、施設管理者による案内板設置や音声案内等の様々な手段での情報提供を推進します。

### 5. 心のバリアフリーの推進

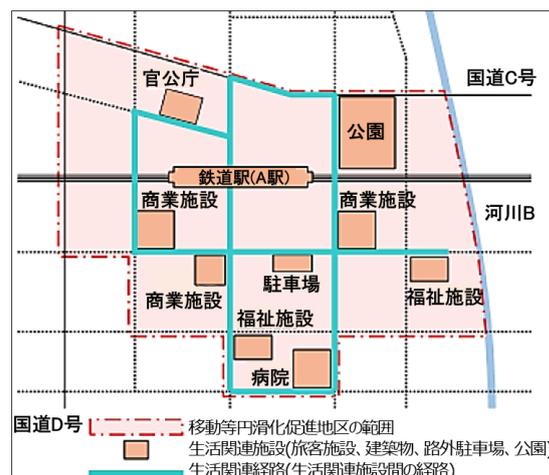
高齢者や障がい者、乳幼児連れ等が抱える困難さや不自由さを市民一人ひとりが理解し、互いに尊重し、支え合う心を育むため、社会全体でバリアフリー教育の充実や啓発・広報活動を推進します。

また、障がい者等と円滑に意思疎通を図るために、コミュニケーションツールの導入や手話通訳者・要約筆記者等の支援者の養成・派遣を推進していきます。

## ◆移動等円滑化促進地区の設定

### a.) 移動等円滑化促進地区（エリア）の設定

本市においては、“短期的に”かつ“面的に”バリアフリー化を優先的に促進していく地区を移動等円滑化促進地区（以下、促進地区）として決めました。まず、促進地区は、鳥取市都市計画マスタープランにおいて、「中心拠点」及び「地域生活拠点」に位置づけられる箇所、または、鳥取県東部地域公共交通網形成計画において、「主要交通結節点」及び「その他の交通結節点」に位置づけられる箇所とし、14地区を設定しました。



#### ◆鳥取市都市計画マスタープランにおいて、「中心拠点」及び「地域生活拠点」に位置づけられる箇所

「中心拠点」 → 中心市街地(鳥取駅周辺)

「地域生活拠点」 → 各総合支所周辺(青谷・気高・鹿野・福部・国府・河原・用瀬・佐治)、  
鳥取大学前駅周辺、末恒駅周辺、津ノ井駅周辺、若葉台

#### ◆鳥取県東部地域公共交通網形成計画において、「主要交通結節点」及び「その他の交通結節点」に位置づけられる箇所

「主要交通結節点」 → 鳥取駅

「その他の交通結節点」 → 青谷駅、浜村駅、宝木駅、鳥取大学前駅、福部駅、用瀬駅

### b.) 移動等円滑化促進地区の区域設定

移動等円滑化促進地区に選定した14地区（鳥取駅・城跡周辺地区、その他の地区）の詳細なエリアは、次のような考え方にに基づき設定しました。

#### ◆鳥取駅・城跡周辺地区

① 旅客施設から一般的な徒歩圏（800m 圏内）にあるエリア

② 鳥取市交通バリアフリー基本構想における重点整備地区を踏まえたエリア

③ 境界の設定（後述する「生活関連施設」の分布状況を考慮）

#### ◆その他の地区

① 旅客施設などから一般的な徒歩圏（800m 圏内）にあるエリア

② 境界の設定（後述する「生活関連施設」の分布状況を考慮）

## ◆生活関連施設・経路の設定

### (1) 生活関連施設の設定

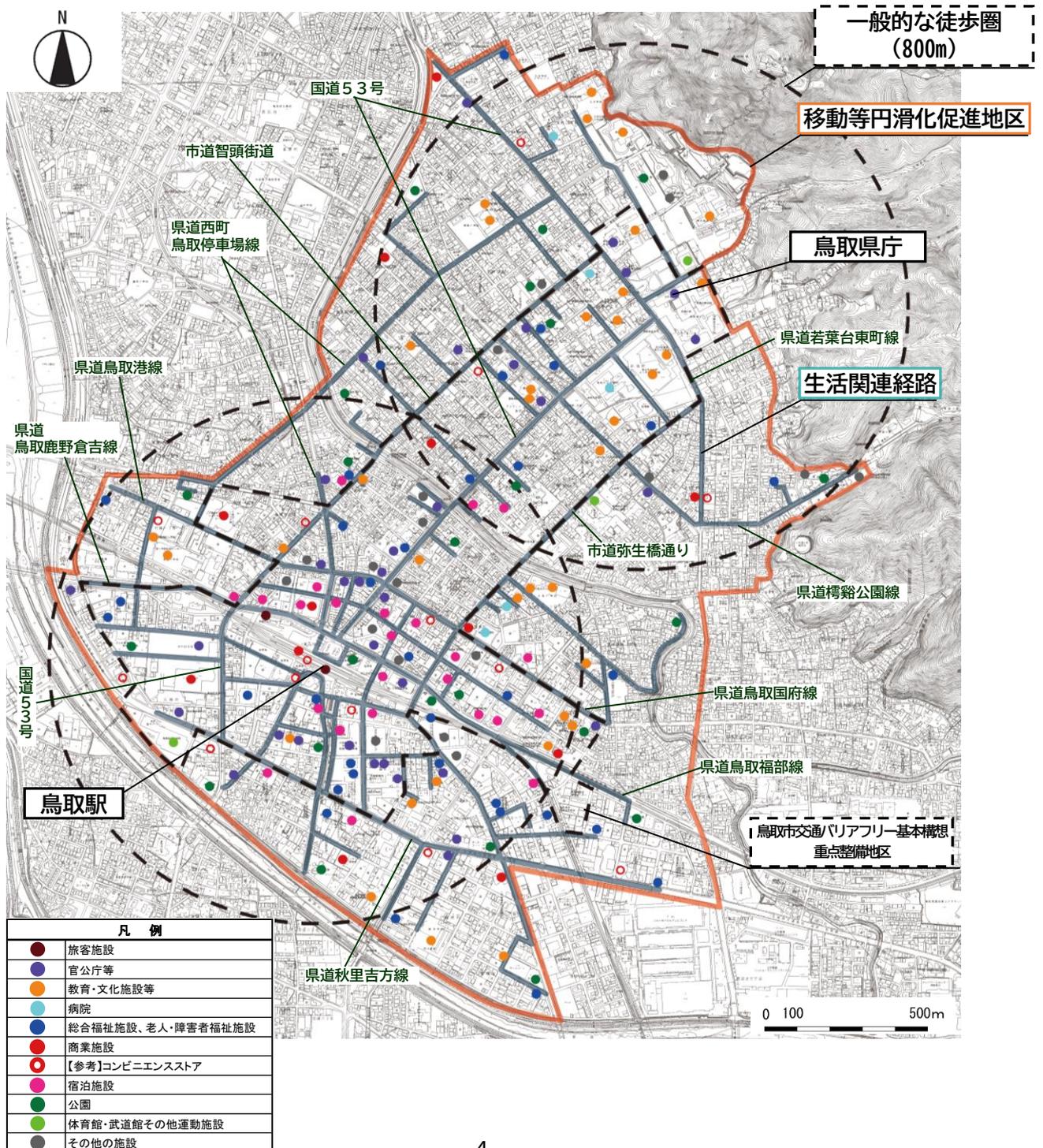
本マスタープランにおける生活関連施設は、「常に多数の人が利用する施設」かつ「促進地区の軸となる施設から通常徒歩による移動範囲内の施設」としました。

### (2) 生活関連経路の設定

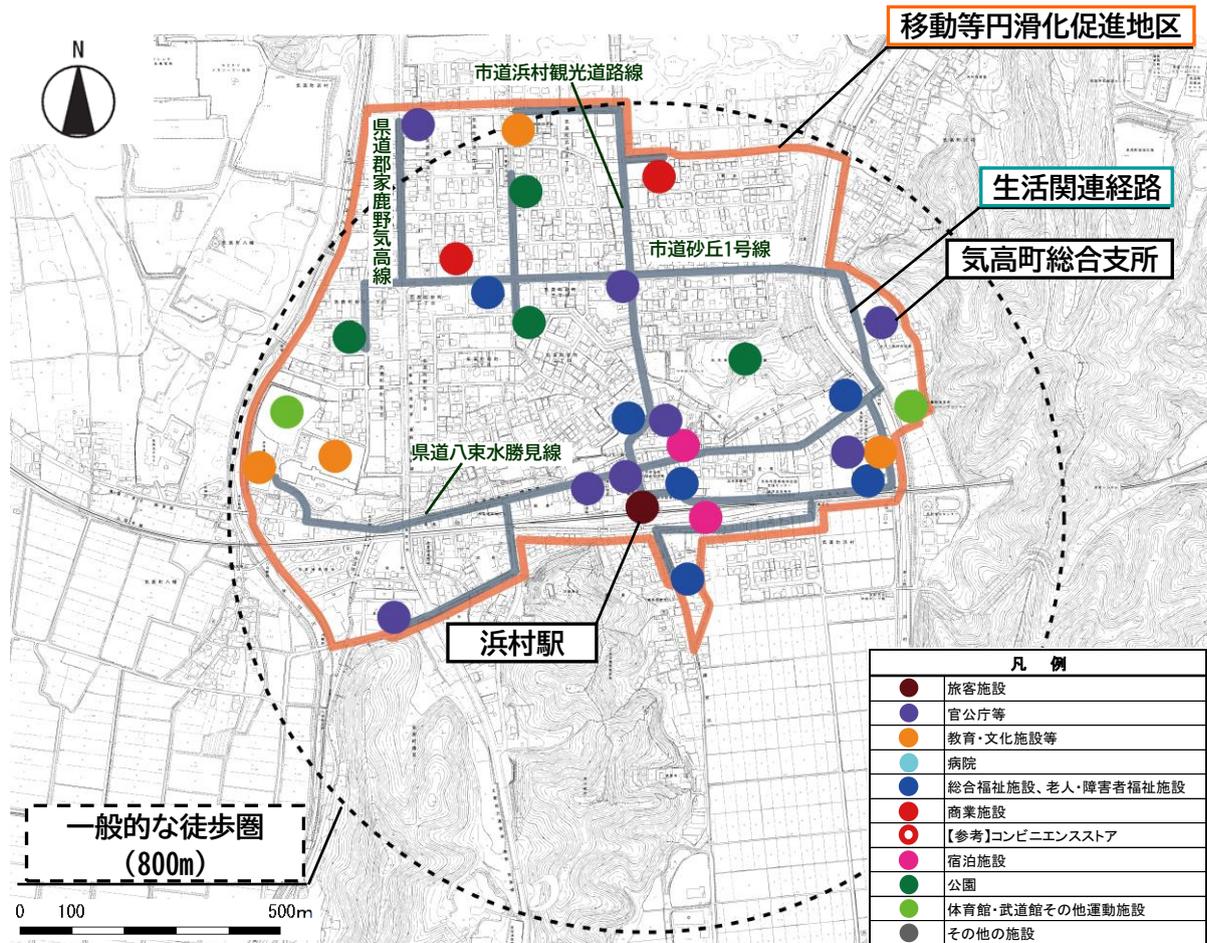
本マスタープランにおいては、旅客施設（鉄道駅やバスターミナル）と主要な公共施設等を結ぶ経路を軸とし、生活関連施設間の移動が多い経路の中から、バリアフリーの必要性が高い経路を生活関連経路に設定しました。

## ◆移動等円滑化促進地区

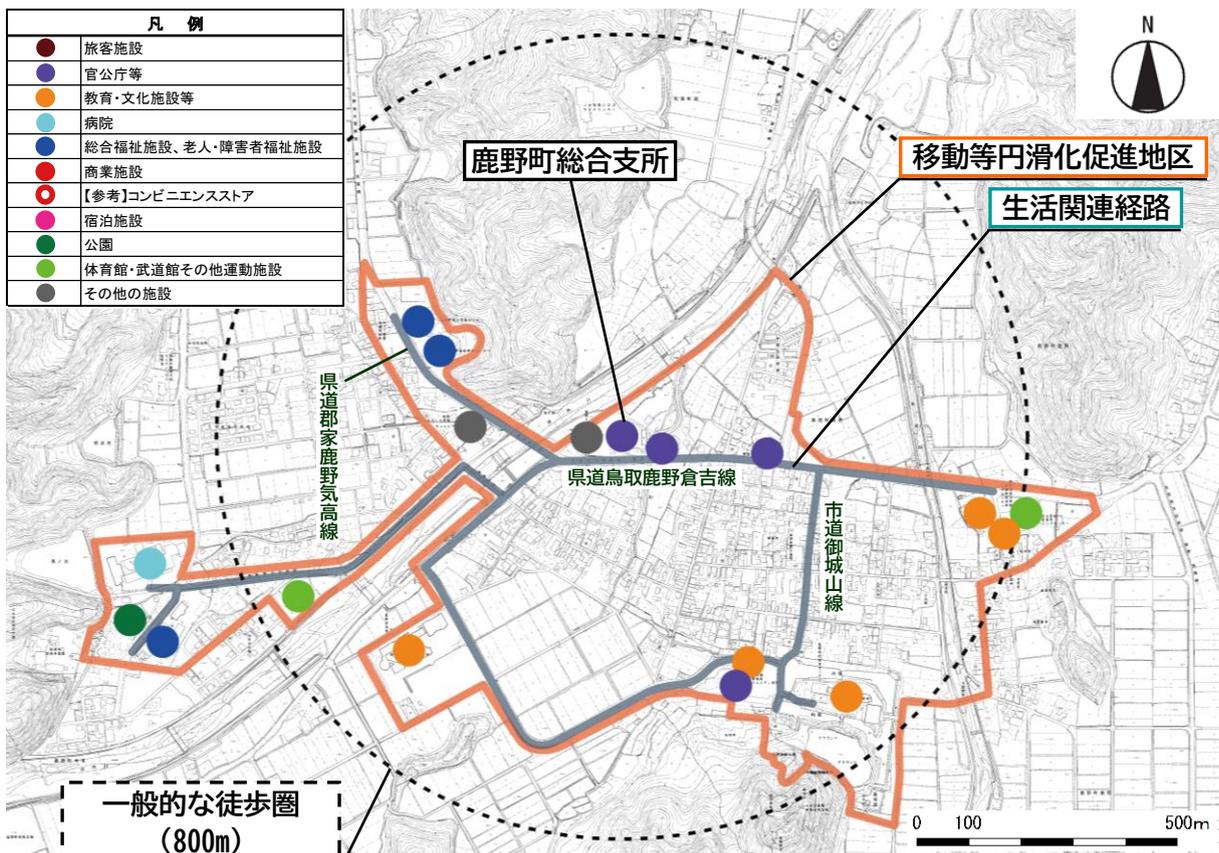
### ①鳥取駅・城跡周辺地区



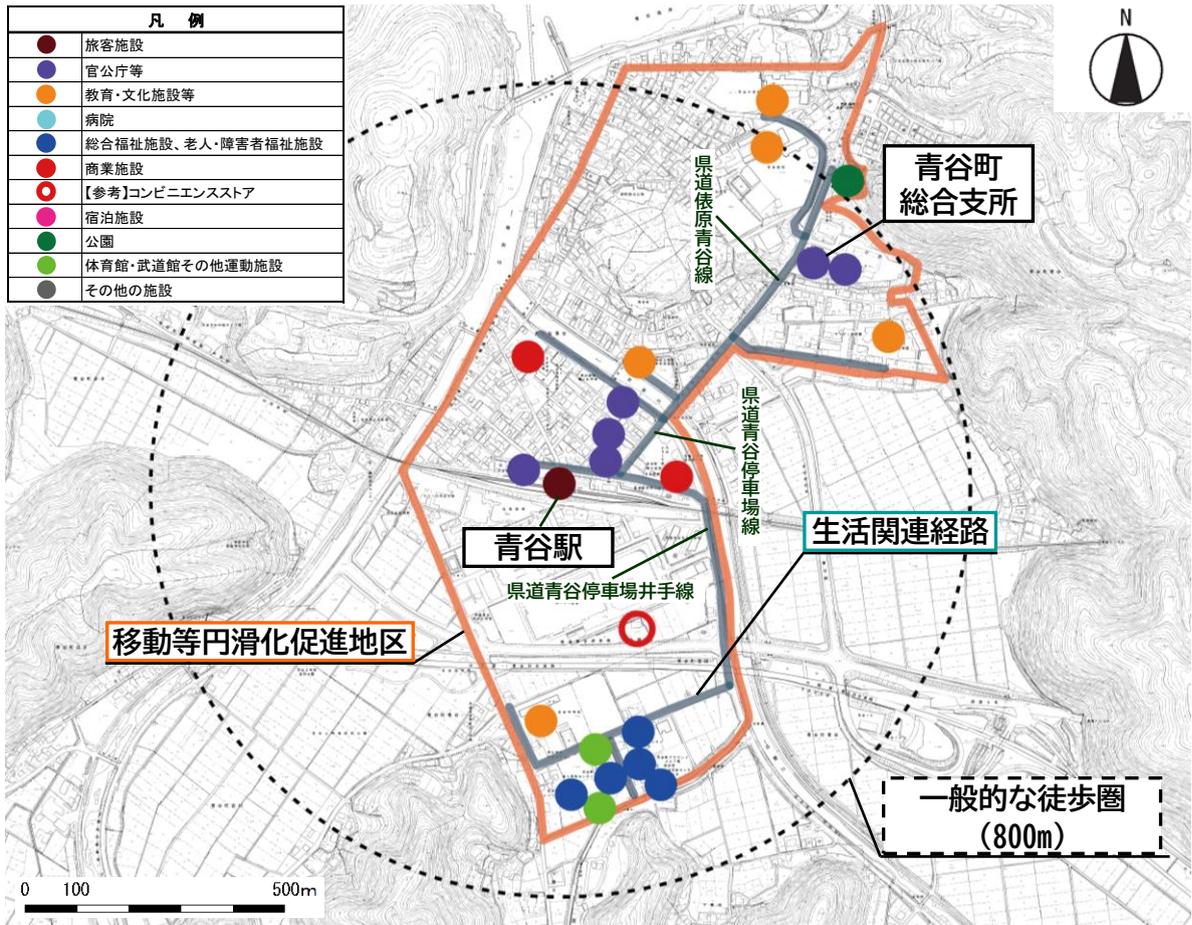
## ②気高町総合支所・浜村駅周辺地区



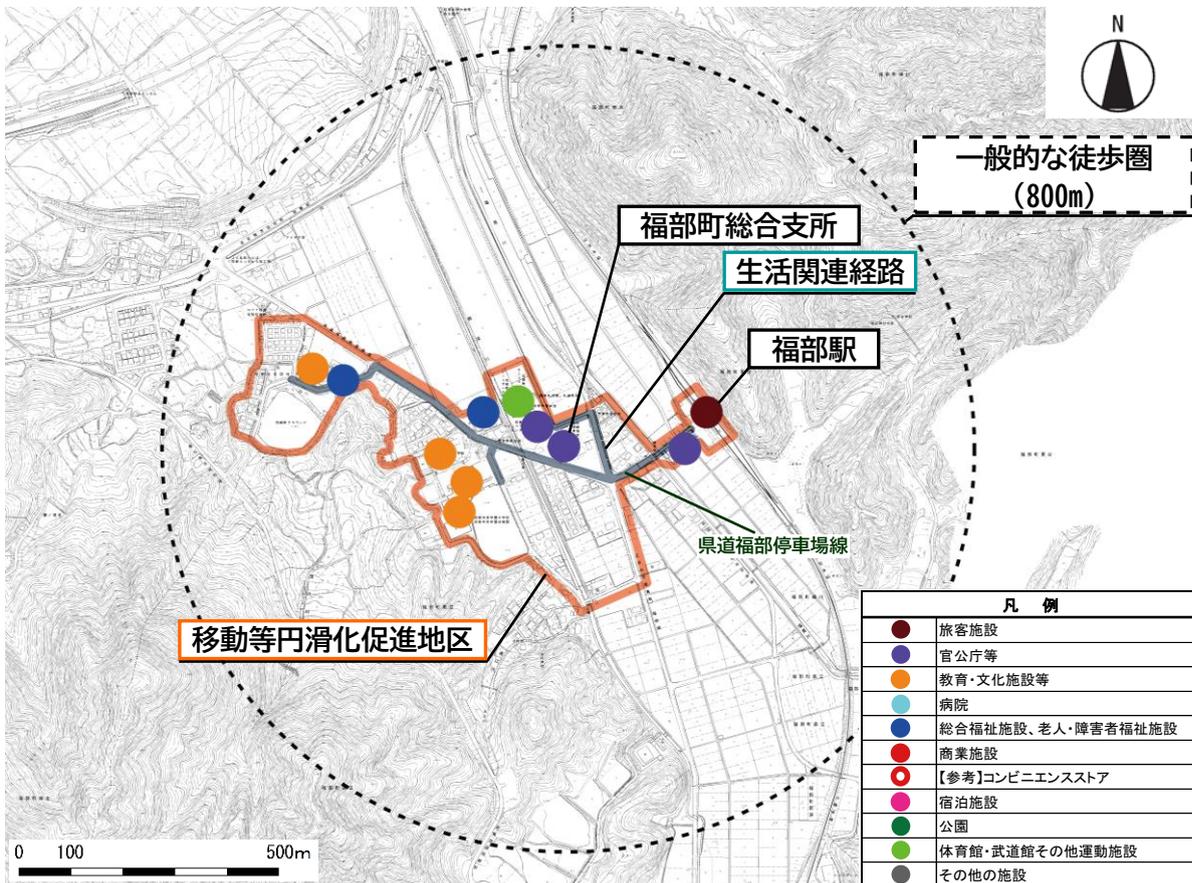
## ③鹿野町総合支所周辺地区



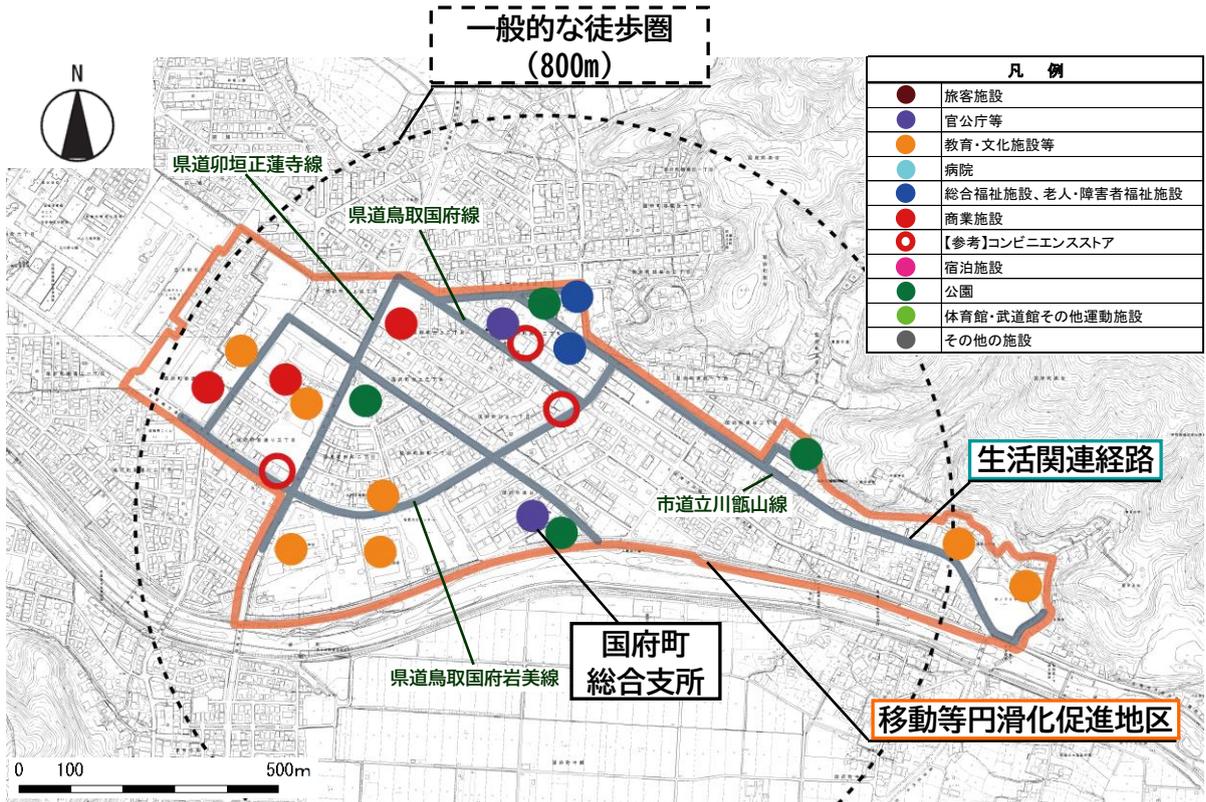
#### ④青谷町総合支所・青谷駅周辺地区



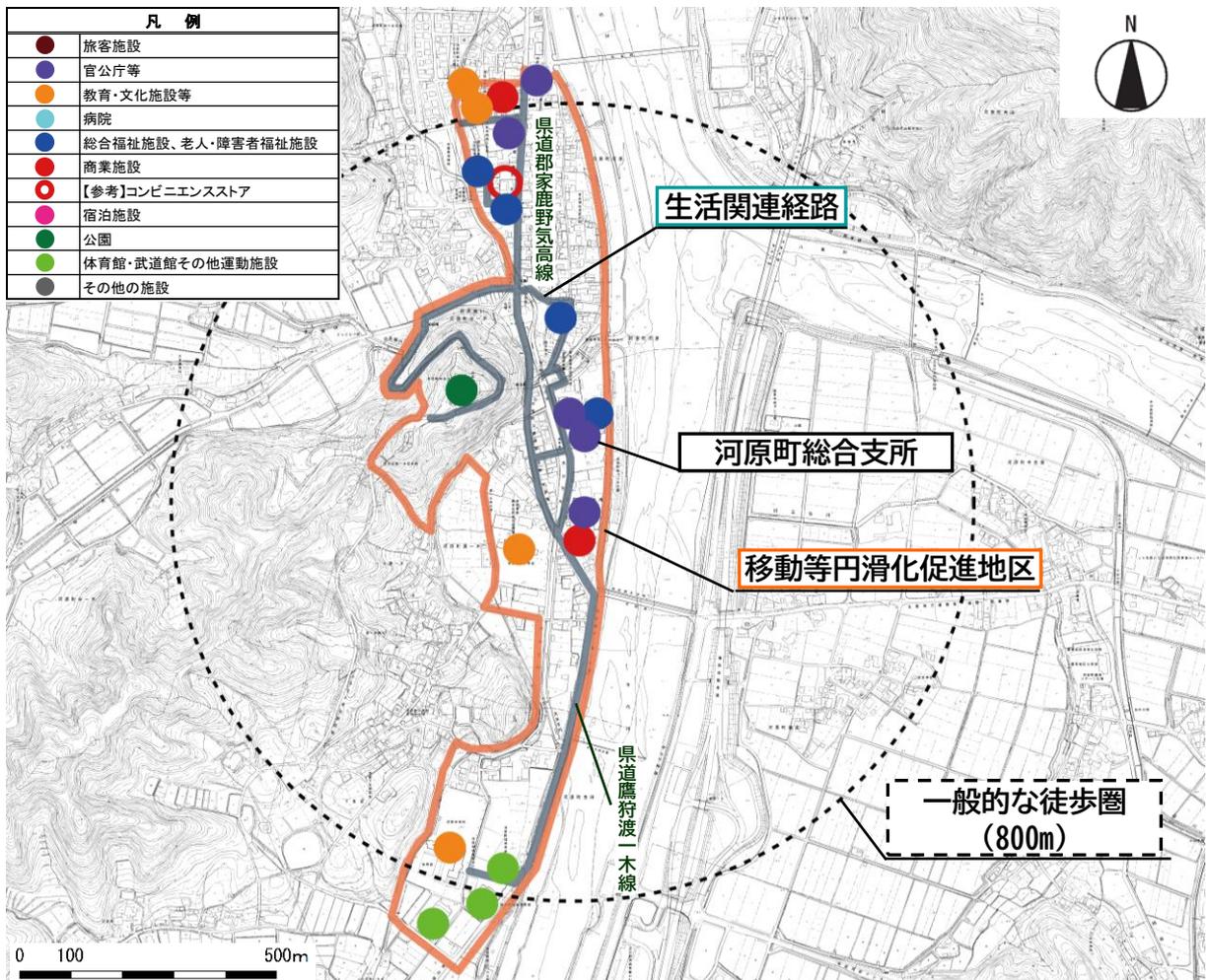
#### ⑤福部町総合支所・福部駅周辺地区



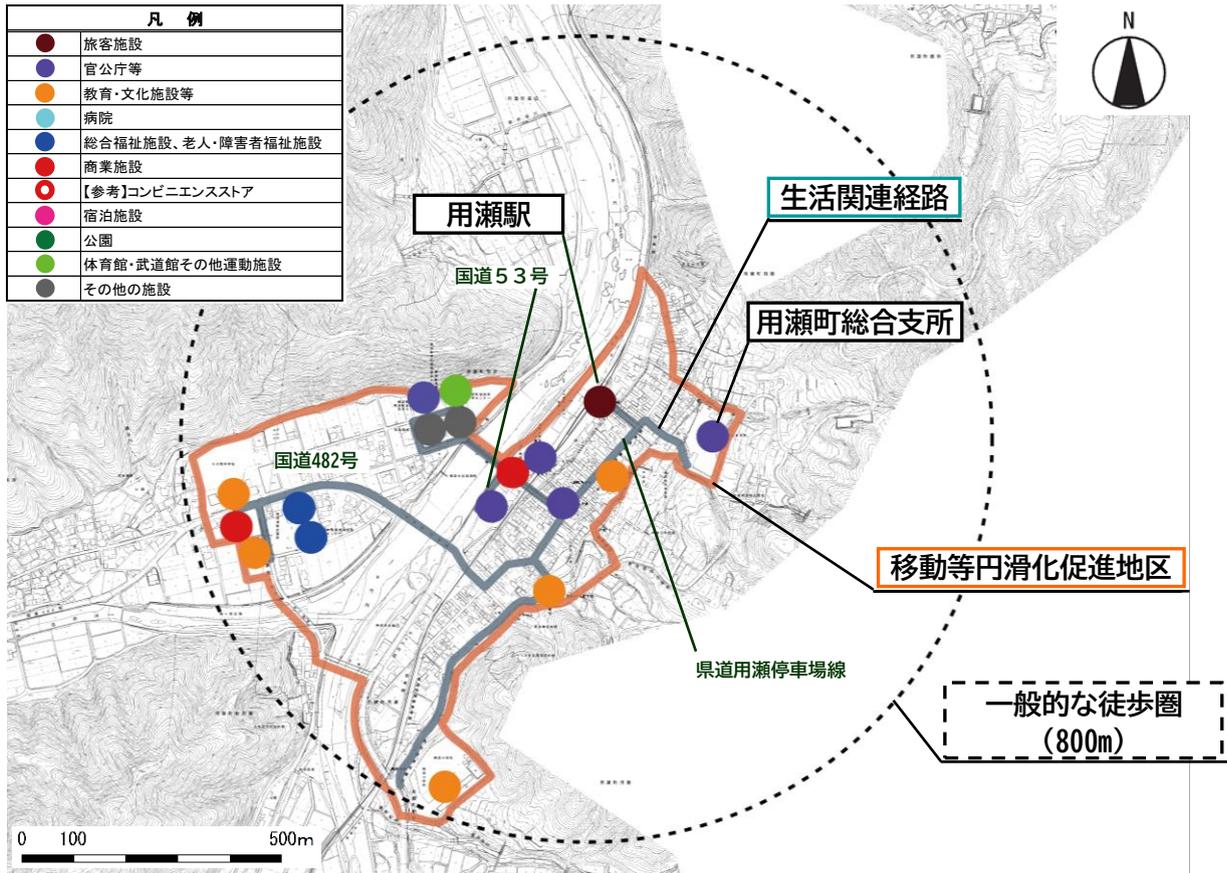
## ⑥国府町総合支所周辺地区



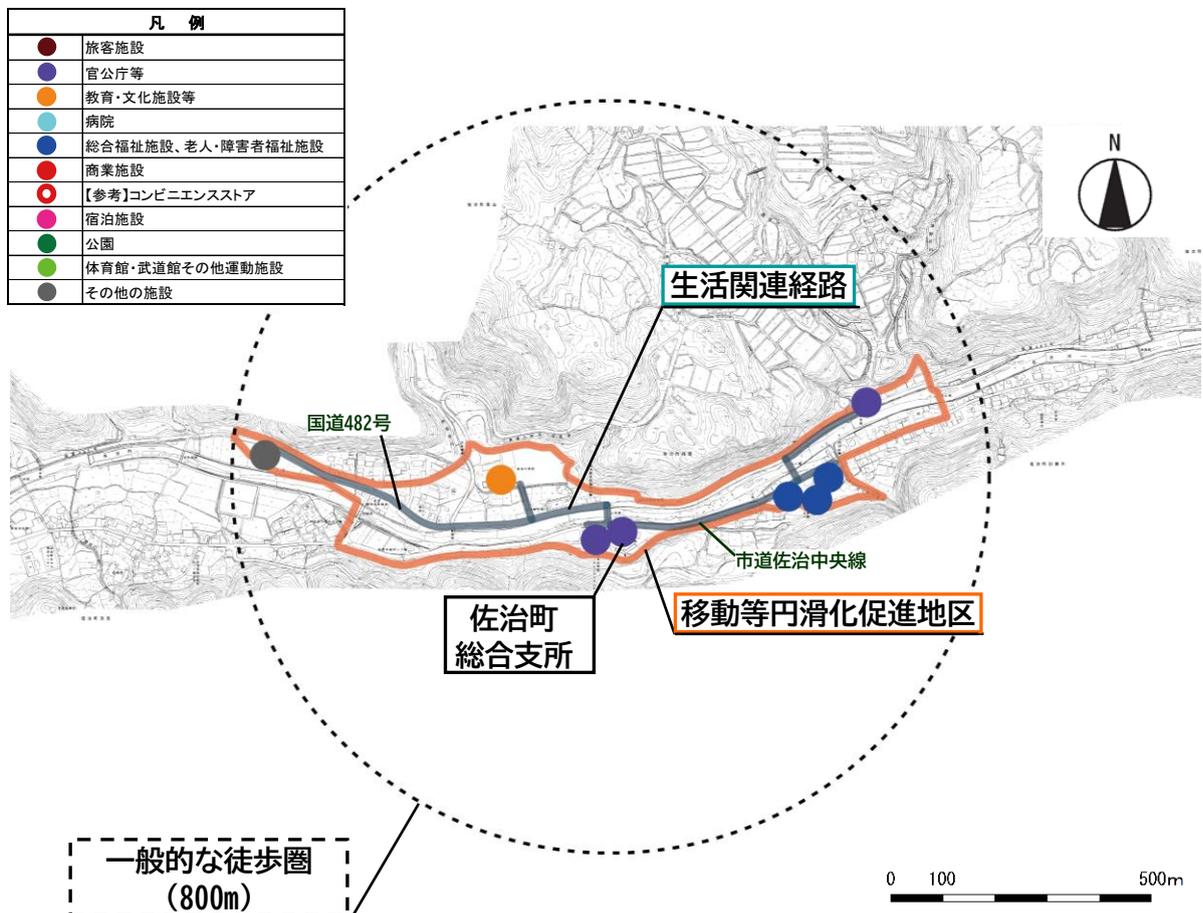
## ⑦河原町総合支所周辺地区



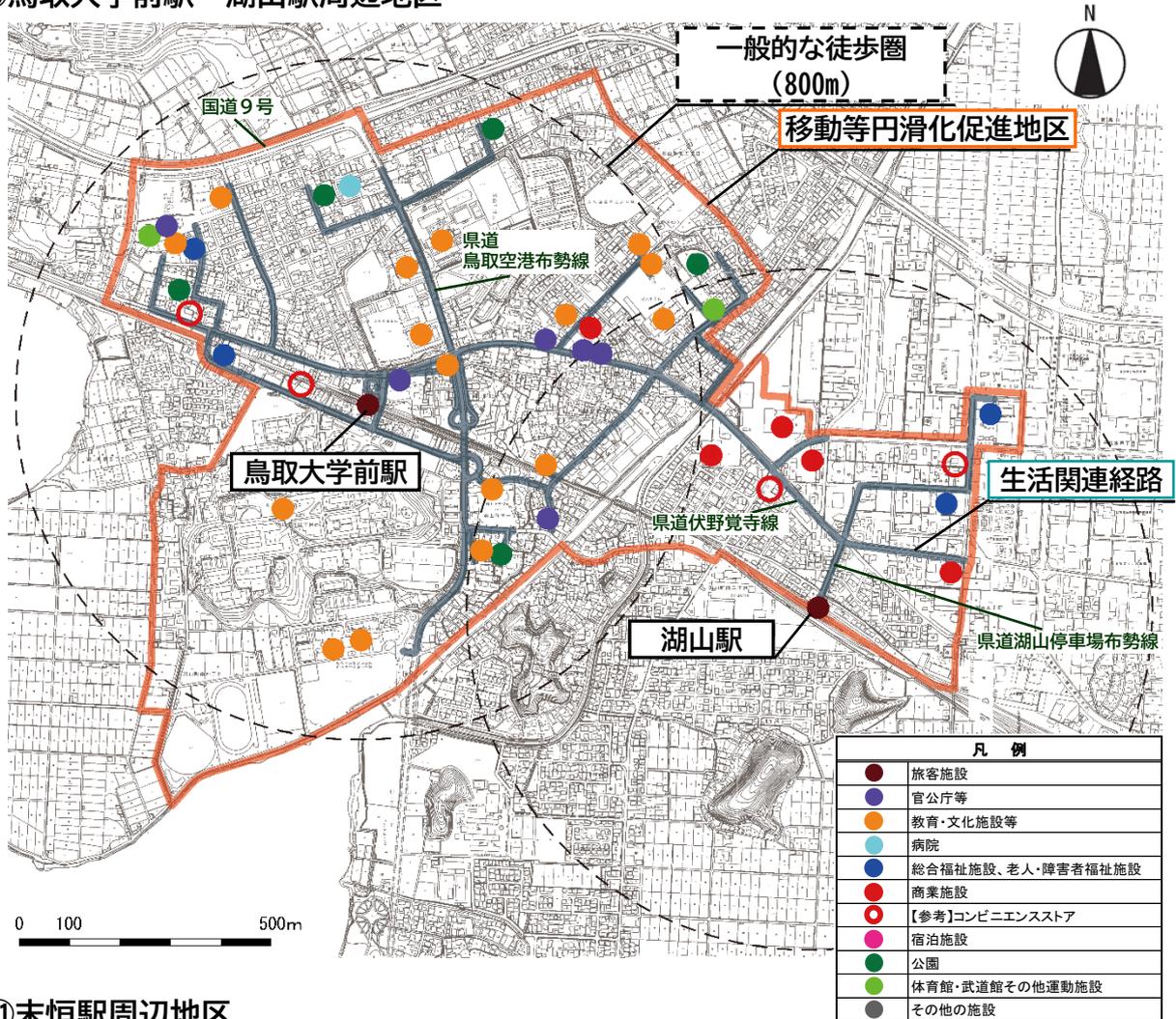
### ⑧用瀬町総合支所・用瀬駅周辺地区



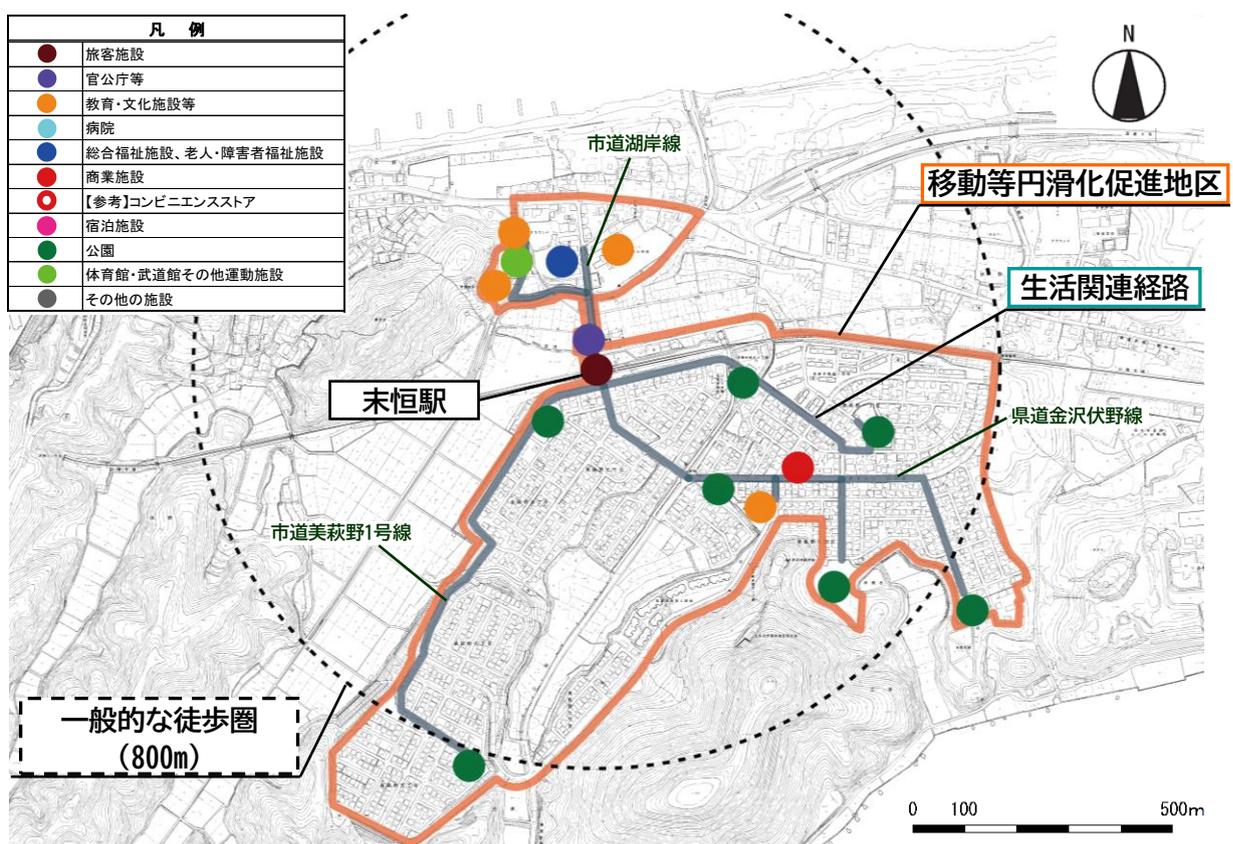
### ⑨佐治町総合支所周辺地区



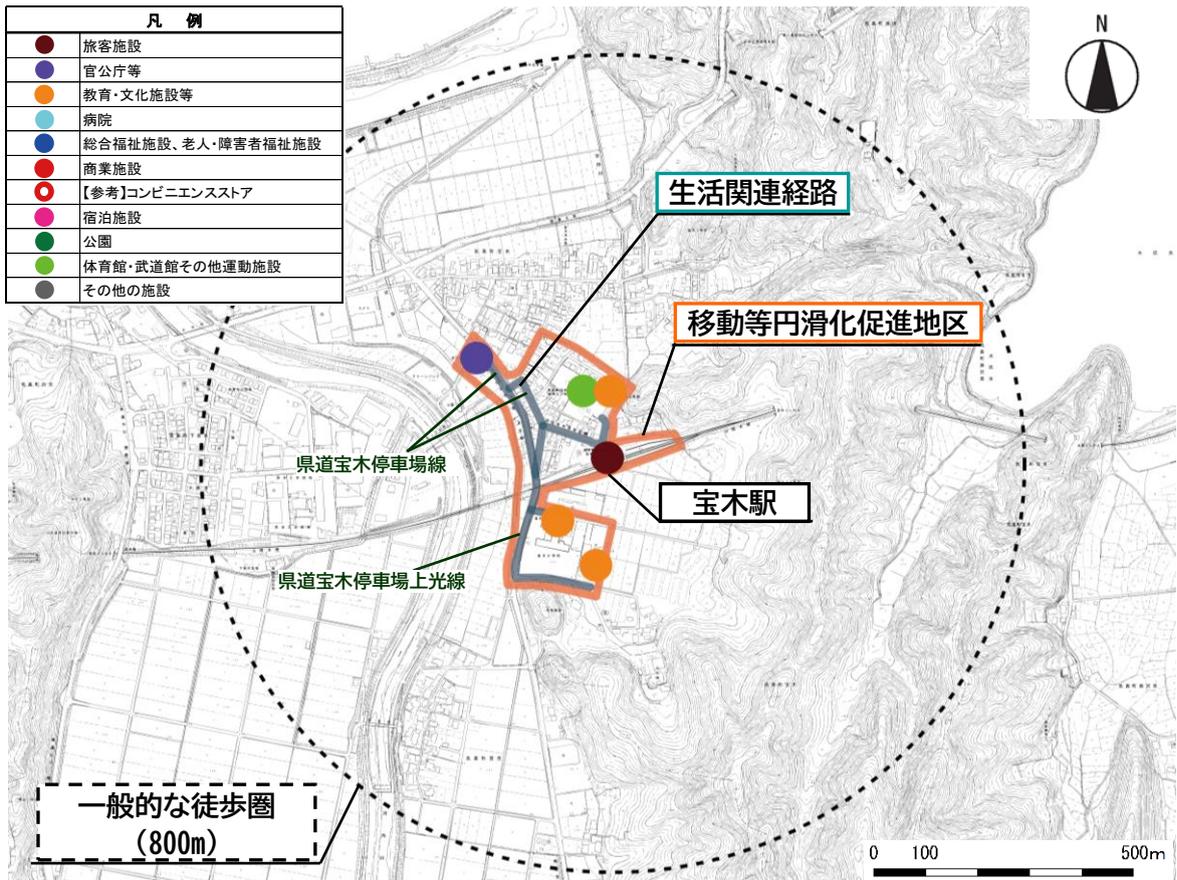
### ⑩鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区



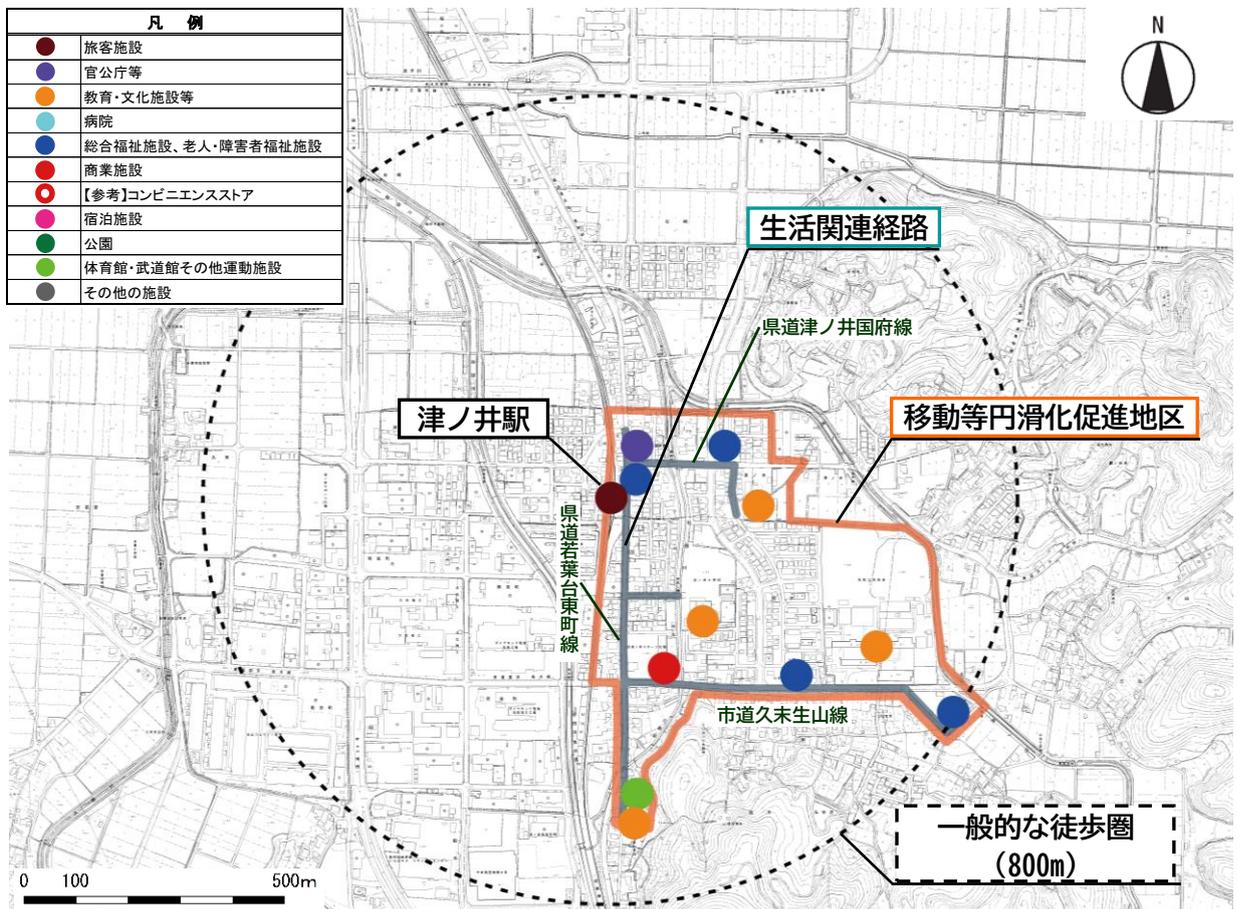
### ⑪末恒駅周辺地区



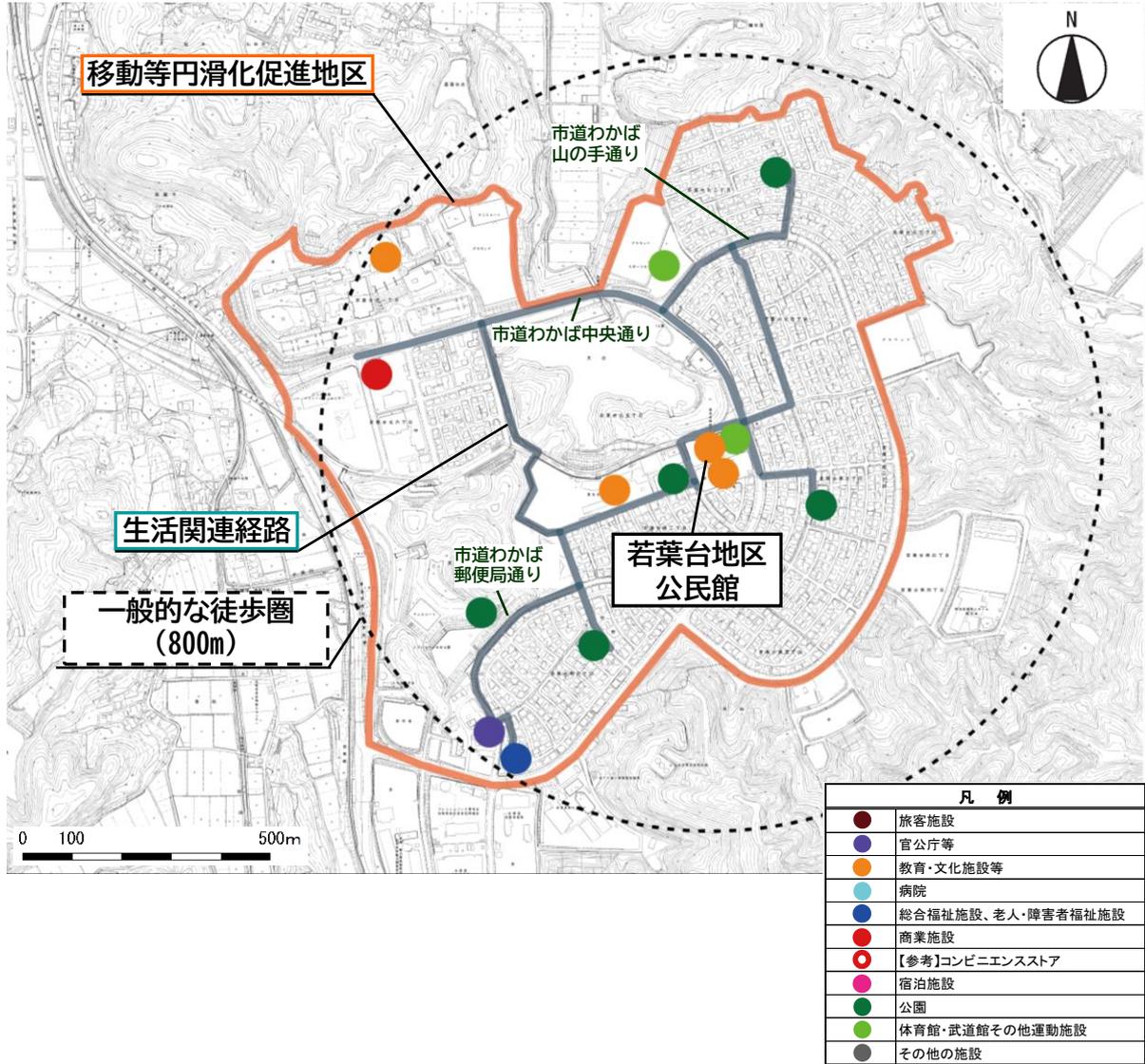
## ⑫宝木駅周辺地区



## ⑬津ノ井駅周辺地区



## ⑭若葉台地区



### ◆バリアフリー化の促進に関する取り組み

本市におけるバリアフリーの現状と課題を踏まえ、高齢者や障がい者、乳幼児連れをはじめとする全ての人が利用しやすい施設の整備を促進するための取り組みを以下のとおり設定しました。

#### バリアフリー化の促進に向けた取り組み

項目		方針
鉄道	通路	車いす使用者が安全に通行できるよう通路幅を確保
	上下移動	エレベーターやスロープの設置による段差の解消
	トイレ	車いす使用者でも利用しやすいバリアフリートイレの整備
	案内設備	乗車位置の表示等、案内設備（音声案内設備を含む）の充実 日本語が分からない人でも安全で快適に移動できるよう多言語表記やピクトグラムを活用した案内表示の設置等、駅を拠点とした交通手段等の情報提供

項目		方針
バス	車両	車両の更なるバリアフリー化（低床バスやノンステップバスの導入）の推進
	乗降場	道路管理者と連携し、安全に乗降しやすいバス停（マウントアップ構造等）を整備
		バス停は、降雨時等でも快適な待合環境となるよう、屋根やベンチの設置
案内設備	時刻表や料金表等、分かりやすい表示	
タクシー	車両	車両の更なるバリアフリー化（UD タクシーの導入）の推進
道路	歩道	歩行者が安全・快適に移動できるよう歩行空間を確保
		生活関連経路では、JIS 規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックを設置
	安全施設	歩行者が安全に移動できるよう街灯（防犯灯）の整備
		交通量が多い道路では、歩行者用信号機・音響信号を設置
維持・修繕	老朽化が進んでいる舗装や視覚障害者誘導用ブロックの改良や修繕	
	生活関連経路の除雪	
建築物	出入口	滑りにくい材料による床面の整備・改良
		車いす使用者等の通行を考慮した自動ドアの開放時間等の設定
	通路	車いす使用者が安全に通行できるよう通路幅を確保
	上下移動	エレベーターやスロープの設置による段差の解消
	トイレ	施設の規模や利用状況に応じたバリアフリートイレの整備
	駐車場	施設内駐車場～施設出入口までの安全な移動経路の確保
一般駐車場においても、車いす使用者やベビーカー等の利用者を考慮し、余裕を持った乗降幅を確保		
公園・広場	園路	すべての人が安全に移動できるようバリアフリー化された経路の確保
	トイレ	一時避難所となる都市公園・広場内にバリアフリートイレの整備

## ◆情報のバリアフリーの取り組み

### (1) バリアフリーマップの作成・活用

高齢者や障がい者等が利用可能な施設や経路を選択できるようにするためには、これらの施設や経路が所在する場所を示したバリアフリーマップ等を作成することが効果的であるとされています。鳥取県では、高齢者や障がい者等の社会参加の一助として、県内公共的施設や集客施設等のバリアフリー施設情報等を、スマホやパソコン上の地図に表示した「とっとりUDマップ」により提供しています。

本市においても、「とっとりUDマップ」を充実させるため、施設管理者等に対してバリアフリー情報の提供を促進します。

## (2) 多様なコミュニケーション手段の普及

障がいがある人も自立した日常生活・社会生活が送れるように手話や点字・音訳等の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の導入が求められています。

鳥取県では、鳥取駅等において遠隔手話通訳サービスの導入、鳥取県ハイヤータクシー協会では、タクシー等で多言語音声翻訳アプリ「TOTTRA」を導入する等、多様なコミュニケーション手段が導入されています。

また、本市では、情報取得困難者（聴覚に障がいのある人や外国人旅行客等）に対して迅速かつ正確に情報を発信するため、スマートフォン向け防災用アプリ提供をしています。

このような取組みを広く展開し、障がい者や日本語が分からない人でも特性に応じたコミュニケーション手段が利用可能な施設整備を促進します。



出典：(公社)鳥取県聴覚障害者協会HP



## ◆心のバリアフリーの取組み

高齢者や障がい者、乳幼児連れ等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするためには、施設整備だけではなく、高齢者や障がい者、乳幼児連れ等の特性を理解し支え合うという「心のバリアフリー」が重要です。

本市では、小学校の「総合的な学習」においてバリアフリー教育を行っているほか、手話通訳者の養成・派遣や職員を対象としたバリアフリー教育を実施しています。公共交通事業者においても、職員を対象としたバリアフリー教育を実施しています。今後も高齢者や障がい者、乳幼児連れ等を含めたすべての人が安全・快適に移動・施設利用ができるように、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から協力し、「心のバリアフリー」を進めていきます。

### (1) 市民による取組み方針

市民一人ひとりが、高齢者や障がい者、乳幼児連れ等の特性を理解し、思いやりのある行動が必要です。心のバリアフリーの実践するために以下のような取組みを推進します。

#### 【取組み内容】

- ・障がい者理解講座やバリアフリー教室等の開催・参加等により、高齢者や障がい者、乳幼児連れ等の特性への理解に努めます。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの上や周囲に支障物を置かない、健常者がハートフル駐車場に駐車しない等、マナーに気を付けます。

### (2) 事業者による取組み方針

日常的に高齢者や障がい者、乳幼児連れ等と接する機会が多い事業者は、利用者の立場でサービスのあり方を考え、実践していくことが必要です。心のバリアフリーを実践するために以下のような取組みを推進します。

### 【取り組み内容】

- ・高齢者や障がい者、乳幼児連れ等の特性や必要な配慮について学ぶためのバリアフリー教育を実施し、接遇や介助水準を向上します。
- ・筆談やコミュニケーションボード等、様々な障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーション手段の提供を行います。

### (3) 行政による取り組み方針

市民や事業者による取り組みが促進されるよう、以下のような取り組みを推進します。

### 【取り組み内容】

- ・各種学校や地域でのバリアフリーについての学習機会を提供します。
- ・市広報誌や市公式ウェブサイト等を通じて、バリアフリーに関する活動紹介を行い、バリアフリーの意識を醸成します。

## ◆届出制度

公共交通事業者又は道路管理者は、移動等円滑化促進地区の区域内において、旅客施設や道路の改良等により、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合は、当該行為に着手する30日前までに市への届出が必要となります。

バリアフリー法では、届出を要する対象の範囲は以下のとおり定められています。

### 届出対象範囲

旅客施設	生活関連施設である旅客施設（以下「生活関連旅客施設」という）のうち、次の範囲 【政令第25 条第1号】 <ul style="list-style-type: none"><li>・他の生活関連旅客施設との間の出入口</li><li>・生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口</li><li>・バリアフリールートの出入口</li></ul>
道路	生活関連経路である道路のうち、次の範囲 【政令第25 条第2号】 <ul style="list-style-type: none"><li>・生活関連旅客施設の出入口又は市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設</li></ul>

## ◆計画の実現・継続に向けて

バリアフリー化の円滑な実現を図るために、市民・事業者・行政が連携して取り組んでいく必要があります。本マスタープランの基本方針やバリアフリー化の取り組みを着実に推進し、さらに取り組みを全市に展開していくために、概ね5年毎に、バリアフリー化の取り組み状況やバリアフリー点検の結果等を踏まえ、必要があれば見直しを検討します。

また、マスタープランの見直しに止まらず、事業化の目処が立った場合には、基本構想の作成へと移行し、具体的なバリアフリー事業を進めていくとともに、バリアフリー・ユニバーサルなまちづくりを全市域に広げていきます。

鳥取市バリアフリーマスタープラン  
(移動等円滑化促進方針)

編集

鳥取市 都市整備部 都市企画課

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地

TEL:(0857)30-8323

FAX:(0857)20-3953

E-mail:tosikikaku@city.tottori.lg.jp

鳥取市公式ウェブサイト:<https://www.city.tottori.lg.jp>